

秋田県公報

目 次

○ 告示	ページ
○ 争議行為の予告(四四三・雇用労働政策課)……………	1
○ 都市計画の変更予定及び都市計画の案の縦覧(四四四・都市計画課)……………	1
○ 都市計画の変更による送付図書の縦覧(四四五・四四六・都市計画課)……………	1
○ 道路区域の変更(四四七、四四八・道路課)……………	1
○ 告示	
○ 特定調達契約に係る落札者の決定(障害福祉課)……………	2
○ 県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(会計管財課)……………	2
○ 特定調達契約に係る落札者の決定(教育庁総務課)二件……………	3
○ 人事委員会公告	
○ 平成二十年警察官採用試験公告……………	4

告 示

秋田県告示第四百四十二号

平成二十年十月六日秋田県厚生連労働組合中央執行委員長中村秀也から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、公表する。

平成二十年十月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 事件
- (一) 賃金の改善に関する事。
 - (二) 諸手当の改善に関する事。
 - (三) 要員確保に関する事。
 - (四) 労働条件の改善に関する事。

二 日時
平成二十年十月三十日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にあつては行方。

三 場所
鹿角市花輪字八正寺十三番地 鹿角組合総合病院
北秋田市花園町十番五号 北秋中央病院
能代市落合字上前田地内 山本組合総合病院
南秋田郡八郎潟町川崎字保三十七番地 湖東総合病院
秋田市飯島西袋一丁目一番一号 秋田組合総合病院
由利本荘市川口字家後三十八番地 由利組合総合病院
大仙市大曲通町一番地三十号 仙北組合総合病院
横手市前郷字八ツ口三番一 平鹿総合病院
湯沢市山田字勇ヶ岡二十五番地 雄勝中央病院
秋田市八橋南二丁目十番十六号 秋田県厚生連本所

四 概要

救急外来患者、入院中の重症患者、人工透析、検診、人間ドック、訪問看護、リハビリ教室、デイケア及び予約検査のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第四百四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同法第二項において準用する同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十年十月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 都市計画の種類
公園
- 二 都市計画の案の名称
秋田都市計画公園(九・六・一号県立小泉潟公園)の変更
- 三 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分 秋田市金足小泉字山草川谷地並びに金足嶋崎字細首、字後山及び字三十列の各一部
- 四 都市計画の案の縦覧場所
- (一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課
 - (二) 秋田市山王四丁目一番二号 秋田地域振興局建設部用地課
 - (三) 秋田市山王二丁目一番一号 秋田市都市整備部都市計画課

(四) 秋田市金足小泉字上前五十五番地 秋田市金足地域センター
タ
(五) 湯上市昭和久保字堤の上一番三号 湯上市産業建設部都市整備課

五 都市計画の案の縦覧期間 平成二十年十月二十八日(火)から同年十一月十一日(火)まで

秋田県告示第四百四十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、秋田市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十年十月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき図書

秋田都市計画高度利用地区(中通一丁目地区)の変更の総括図、計画図及び計画書

二 縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第四百四十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、秋田市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十年十月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき図書

秋田都市計画市街地再開発事業(中通一丁目地区第一種市街地再開発事業)の変更の総括図、計画図及び計画書

二 縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第四百四十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成二十年十月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
			新	旧		
県道	旧	千畑大曲線	A	大仙市板見内字長仙寺四七番一地从先から続橋三番地先まで	六・〇〇〇～二九・〇〇〇	〇・九一七
			B	大仙市板見内字長仙寺四七番一地从先から続橋三五番地先まで	五・〇〇〇～一一・〇〇〇	一・〇一一
				大仙市板見内字長仙寺四七番一地从先から続橋三番地先まで	六・〇〇〇～二九・〇〇〇	〇・九一七
	新	千畑大曲線				

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十年十月二十八日から同年十一月十日まで

秋田県告示第四百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成二十年十月二十八日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
			新	旧		
県道	旧	鳥海矢鳥線	A	由利本荘市矢鳥町荒沢字姥ヶ沢二五番二から矢鳥町七日町字七日町七三番二まで	五・〇〇〇～三八・〇〇〇	一・四八五
			B	由利本荘市矢鳥町荒沢字姥ヶ沢二五番二から金沢沖四九番一まで	一五・〇〇〇～八〇・〇〇〇	〇・九一三
				由利本荘市矢鳥町荒沢字姥ヶ沢二五番二から金沢沖四九番一まで	一五・〇〇〇～八〇・〇〇〇	〇・九一三
	新	鳥海矢鳥線				

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十年十月二十八日から同年十一月十日まで

秋田県告示第四百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成二十年十月二十八日

秋田県知事 寺田典城

公 告

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号。以下「特例政令」という。)第十条の規定により、公示する。

平成二十年十月二十八日

秋田県知事 寺田典城

一 落札に係る役務の名称及び数量

二 落札者を決定した日

平成二十年十月三日

三 落札者の名称及び住所

中央土建・三和・林・小南特定建設工事共同企業体
秋田市外旭川八柳二丁目十三番三十一号

四 落札に係る金額

十四億四千六百九十万円

五 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 特例政令第六条の規定による公告を行った日

平成二十年七月八日

県有財産の売払について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成二十年十月二十八日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する物件の概要

番号	自動車登録番号等	予定価格(円)	入札保証金(円)
	自動車登録番号		
	秋田 三三三 一		

登録年月日	三二五三 平成六年六月十六日	五〇〇、〇〇〇
自動車の種別	普通	
用途	乗用	
車体の形状	箱形	
車名	トヨタ	
乗車定員	五人	
型式	E-VG45	五〇、〇〇〇
原動機の型式	5V	
総排気量	三・九九リットル	

二 契約条項を示す場所並びに入札参加申込の場所及び期間

番号	場 所	期 間
一	ヤフー株式会社への提供 する公有財産売却システム (以下「公有財産売却システム」という。)	平成二十年十月二十八日(火)午後一時から同年十一月二十日(木)午後二時まで

三 入札執行の場所及び期間

番号	場 所	期 間
一	公有財産売却システムによる	平成二十年十二月三日(水)午後一時から同月十日(水)午後一時まで

四 開札日時

番号	場 所	期 間
一	公有財産売却システムによる	平成二十年十二月十日(水)午後一時

五 入札の方法

公有財産売却システムにより入札価格を登録する。なお、この登録は一回に限り行うことができる。

六 現地説明を行う場所及び日時

番号	現地説明を行う場所	現地説明を行う日時
一	秋田市山王四丁目一 秋田県庁舎 正面玄関	平成二十年十月二十九日(水)から同月三十一日(金)まで 各日 午前十時から午後四時まで

七 入札に参加する者に必要な資格

- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四第一項に規定する一般競争入札に参加させることができないう者又は同条第二項各号に掲げる者のいづれにも該当しない個人又は法人であること。
- (二) 日本語を完全に理解できる者。
- (三) インターネット公有財産売却システムで公開する秋田県インターネット公有財産売却ガイドライン及びヤフーオークションに関連する規約・ガイドラインを承諾・遵守する者。
- (四) 公有財産の買受について一定資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格を有する者。
- (五) 二により、あらかじめ一般競争入札への申込みをしたものであること。

八 一般競争入札の参加申込み等に関する事項

- (一) 仮申込み
一般競争入札に参加しようとする者は、公有財産売却システムにより参加の仮申込みの手続きを行うこと。
- (二) 申込み手続き
一般競争入札の参加申込み手続きは、(一)により参加の申込み手続きを完了した後、二で掲げた期日までに所定の申込書により秋田県出納局会計管財課に一般競争入札への参加を申込みものとする。

九 入札保証金に関する事項

- (一) 入札に参加しようとする者は、一に定める額の入札保証金を指定された方法により納付しなければならない。
- (二) 落札者の納付した入札保証金は、契約保証金に充当するものとする。
- (三) 入札保証金は落札者のものを除き入札期間終了後還付する。

十 契約に関する事項

- 落札者は、平成二十年十二月十五日(月)までに契約締結しなければならない。
- 十一 売払代金の納入
契約を締結した者は、平成二十年十二月二十二日(月)までに当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。
- 十二 入札の無効
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十六条に規定するところによる。
- 十三 落札者の決定の方法
入札期間終了後、秋田県は開札を行い、売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに、公有財産売却システムによる入札において、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、入札価格が最高価格である入札者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。
- 十四 予定価格
秋田県財務規則附則第七項の規定に基づき普通財産等の売却契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱要領により公表する。
- 十五 その他
詳細に関しては、秋田県出納局会計管財課(電話〇一八八六〇一二七三六)に照会のこと。

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号。以下「特例政令」という。)第一条の規定により、公示する。

平成二十年十月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 落札に係る役務の名称及び数量
こども総合支援エリア(仮称)建築工事(B工区) 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
秋田県教育庁総務課施設整備室 秋田市山王三丁目一番一
- 三 落札者を決定した日
平成二十年十月三日
- 四 落札者の名称及び住所
沢木組・むつみ建設・藤田建設・珍田工業特定建設工事共同企業体 男鹿市船川港船川字海岸通り二番六番地二
- 五 落札に係る金額
九億五千五百五十万円

- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 特例政令第六条の規定による公告を行った日
平成二十年七月八日

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号。以下「特例政令」という。)第十一条の規定により、公示する。
平成二十年十月二十八日

- 一 落札に係る職務の名称及び数量
秋田県知事 寺 田 典 城
こども総合支援エリア(仮称) 建築工事(C工区) 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
秋田県教育庁総務課施設整備室 秋田市山王三丁目一番一号
落札者を決定した日
平成二十年十月三日
- 三 落札者の名称及び住所
中田・長谷崎・瀬下・鈴秀特定建設工事共同企業体 秋田市山王五丁目九番二号
- 四 落札に係る金額
十四億四千三百七十五万円
- 五 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 六 特例政令第六条の規定による公告を行った日
平成二十年七月八日

人事委員会公告

平成20年度秋田県警察官採用試験公告
人事委員会規則4-5(職員の任用)第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。
平成20年10月28日

- 秋田県人事委員長 柴 田 一 宏
- 1 試験の種類及び区分
- (1) 種類
警察官採用試験(特別公募)
- (2) 区分
警察官A
- 2 試験の程度及び採用予定人員
- (1) 試験の程度

- 大学卒業程度
- (2) 採用予定人員
31人
- 3 職務内容及び給与
- (1) 職務内容
個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全及び秩序の維持の任務に従事する。
- (2) 初任給(平成20年4月1日現在の秋田県の例)

給料表の種類	職務の級及び号給	給 料 月 額
公安職給料表	1級21号給	197,200円

なお、一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年秋田県条例第22号)等により、修学年数、経歴その他の事項を勘案の上決定される。ただし、採用日から平成22年3月31日までの期間の給料は、給料月額額の2%を減額して支給される。このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

- 4 受験資格
昭和54年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた男性で、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)を卒業したもの若しくは平成21年3月31日までに卒業する見込みのもの又は人事委員会が同等の学歴を有すると認めるものが受験できる。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることのできない者は、受験できない。
- 5 試験の実施日、場所、方法等
- (1) 第1次試験
- ア 実施日、場所、方法

実施日	場 所	試験の方法
平成20年 12月13日 (土)	秋田県警察学校 (秋田市新屋勝平台9-2)	体力検査
平成20年 (秋田市山王4-1-1)	秋田県庁正庁	大学卒業程度の学力を問う

12月14日 (日)	又は秋田県庁第2庁舎大会議室 (秋田市山王3-1-1)	教養試験及び 論文試験
---------------	--------------------------------	----------------

- イ 合格者の発表
平成20年12月下旬に、合格者に書面で通知するほか、県庁正面公告板に受験番号を掲示する。
- (2) 第2次試験
- ア 実施日(予定)
平成21年1月8日(木)及び平成21年1月中旬
- イ 場所 秋田市
- ウ 方法
第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査及び身体検査を行う。
- (3) 資格調査
受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。
- (4) 最終合格者の発表
平成21年2月上旬に、合格者に書面で通知するほか、県庁正面公告板に受験番号を掲示する。
- 6 採用の方法及び予定時期
- (1) 方法
最終合格者は、秋田県警察官A採用候補者名簿に登録され、警察本部長からの請求に応じて成績順に提示される。警察本部長は、提示された者のうちから採用者を決定する。ただし、平成21年3月31日までに大学等を卒業できなかった場合にはその者は採用候補者名簿から削除される。
- (2) 予定時期
平成21年4月1日
- 7 受験手続
- (1) 受験申込書の交付
秋田県人事委員会事務局、秋田県警察本部警務課、県内の各警察署、県庁1階総合案内窓口、秋田県総合生活文化会館(アトリオン)、各地域振興局総務企画部、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所において交付する。
- (2) 受験の申込み
受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県警察本部警務課又は県内の各警察署に持参すること。なお、郵送若しくは電子申請・届出サービスにより提出する場合は、警察本部警務課に提出すること。
- (3) 申込受付期間
日曜日、土曜日及び祝日を除き、平成20年10月28日(火)か

ら同年11月21日(金)までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。ただし、電子申請・届出サービスによる申込の受付は、平成20年10月28日(火)の午前8時30分から同年11月14日(金)の午後5時までに限り受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成20年11月21日(金)の消印のあるものまで受け付ける。

8 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局(秋田市山玉四丁目1番2号 電話018(86)3253)、秋田県警察本部警務課(秋田市山玉四丁目1番5号 電話018(863)1111 内線2623、2624)又は県内の各警察署に行うこと。
- (2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

正 誤

平成二十年十月十七日付け秋田県公報第二十二号掲載の秋田県告示第四百三十六号(地方卸売市場の廃止の許可)(原稿誤り)

五ページ表中、廃止許可年月日について、

廃止許可年月日	平成二十年八月三十一日
は	
廃止許可年月日	平成二十年十月九日

の誤り

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 秋田県
秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄